

令和 7 年 9 月 1 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月）

- 発電実績なし

3. その他

（1）東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

【全体として】

- 平成 26 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しております。
- これまでに，発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- また，基準地震動，基準津波についても概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【基準津波への影響確認】

- 令和 7 年 2 月 7 日の審査会合において，更なる安全性向上の観点から，基準津波に対する裕度の積み増しをするための敷地造成を実施し，基準津波への影響を確認する旨の説明をしております。
- その後，令和 7 年 6 月 27 日の審査会合において，敷地造成計画および基準津波の再評価方針について説明した結果，理解が得られております。（図 1 参照）

【火山の審査】

- 「火山影響評価」について，令和 7 年 7 月 18 日の審査会合において，令和 6 年 11 月 8 日の審査会合における規制側からのコメントに対する回答を行った結果，概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

【今後について】

- 敷地造成に係る基準津波の再評価内容が取り纏まり次第，再評価した基準津波の策定結果について説明するとともに，「プラント審査」の準備を進めてまいります。



出典:国土地理院Globeデータ(航空写真)に一部加筆

図1 敷地造成前後の地形 (令和7年6月27日開催 審査会合資料抜粋)

(2) 東通原子力発電所1号機における安全対策工事完了時期に係る公表時期の見直しについて (令和7年8月18日公表)

- 東通原子力発電所1号機の安全対策工事の完了時期について、令和7年9月までにプラント審査準備を完了したうえでの公表を目指してまいりましたが、今後の工程の見通しを得るためには、更に1年半程度の期間を要すると判断し、公表時期について見直すことといたしました。
- 安全対策工事の完了時期については、令和9年3月頃の公表を目指してまいります。

【検討の経緯】

- 令和6年4月、東通原子力発電所1号機のプラント審査準備に向けて、PRA津波の対策等に詳細な検討が必要であることから、安全対策工事完了時期についてはプラント審査の準備が整い、今後の工程の見通しが得られた段階でお知らせすることとしておりました。
- また、プラント審査準備については、令和6年4月から「1年半程度」を要する見込みとしておりました。
- その後、プラント審査の準備と並行して、基準津波に対する裕度を積み増しするための「敷地造成」を検討し、令和7年2月より敷地造成に伴う基準津波等への影響について、新規制基準適合性審査の対応を鋭意行っております。

- これは、現行の基準津波（T.P. +12.1m）は耐震重要施設等が設置されている敷地高さ（T.P. +13.0m）を下回っており、新規基準に適合している状態ですが、東通原子力発電所1号機を将来に亘って長期かつ安全・安心に運転していく観点から、敷地造成を計画し、基準津波に対する裕度の積み増しを図ることによるものです。
- これに伴い、基準津波の再評価およびPRA津波対策の再検討を行う必要があります。
- 併せて、重大事故等対処施設を含む施設の配置計画についても、改めて検討が必要となります。

（3）その他公表案件について

a. 東通原子力発電所敷地内における地質調査の実施について（令和7年5月29日公表）

- 東通原子力発電所の敷地内において、特定重大事故等対処施設など、将来的な安全対策設備の配置計画の検討に必要な地質データを取得するため、令和4年4月から令和5年3月にかけて地質調査（その1）を実施いたしました。
- また、令和5年11月から令和6年11月にかけて、更なる地質データの取得を目的として地質調査（その2）を実施いたしました。
- 令和7年5月29日から、これまでの地質データに加え、安全対策設備の詳細設計および工事計画の策定に向けた地質データの拡充に向け、調査範囲を広げ地質調査（その3）を実施しております。

b. 東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について（令和7年6月3日公表）

- 令和7年3月19日、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行い、令和7年6月3日に認可をいただきました。
- 今回の変更認可申請の主な内容は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）に基づく「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）の改正に対応するものであり、原子力発電所の長期運転に必要な新しい制度に合わせたものです。

以 上

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

<https://www.tohoku-epco.co.jp/>